

昆虫食品研究開発クロステックコンソーシアム運営委員会 細則

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、昆虫食品研究開発クロステックコンソーシアム（愛称：ネオアクシス）（以下「コンソーシアム」という）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、様々な分野の技術（X-tech）のシナジーによって持続可能な新しいフードサイクルの実現を目指す、オープンイノベーションの舞台である。昆虫をハブとした、新しい農業システム、資源・エネルギー循環、フードサービスの融合と、それらの社会実装に必要な枠組みについて探究し、食と環境をめぐる諸課題の解決に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、次の事業を行う。

- (1) 第15条に定める、会員相互の共同研究を促進・支援するための研究開発プラットフォームの設置
- (2) 第16条に定める、コンソーシアムで共有する重要課題について探究するためのタスクフォースの設置・運営
- (3) 教育、啓発、学术交流等を目的としたイベント
- (4) 先進事例調査等を目的とした研修会
- (5) その他、コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(運営協議会の設置)

第4条 第3条に定める事業を行うことを目的に、運営協議会を設置する。

(運営協議会の構成)

第5条 運営協議会は以下の委員をもって構成する。

- (1) 主査
- (2) 副主査
- (3) その他主査及び副主査が必要と認められた者

(運営協議会主査及び副主査の選任)

第6条 運営協議会主査及び副主査は、当面の間、コンソーシアム発起人である高崎経済大学、東京農業大学の担当教授をもってあてるものとする。

(運営協議会委員の職務)

第7条 運営協議会主査は、コンソーシアムを代表し、その業務を統括する。

2. 副主査は、主査とともにコンソーシアムの業務を総理し、主査に事故があるときまたは主査が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 運営協議会委員は、運営協議会を構成し、この設置要綱及び運営協議会の議決に基づき、コンソーシアムの業務を執行する。

(運営協議会の議決等要件)

第8条 運営協議会は、委員の過半数の出席により成立する。

2. 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、主査の決するところによる。

(運営協議会委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会事務局の設置)

第10条 第5条(3)で認められた者の中から事務局業務を委任することができる。

2. 事務局に従事する者が本会会員である場合、その者の会費を免除する。

(運営協議会の業務)

第11条 運営協議会は、次の事項を議決しコンソーシアムの事業を実施する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 第17条に定める総会への報告事項
- (4) 入会希望者の入会可否及び会員の退会
- (5) 設置要綱の変更及び各規程の制定・変更
- (6) その他、運営協議会主査が必要と認めたもの

附則

- 1 この細則は、令和4年10月1日から施行する。